

年 月 日

## 扶養照会に関する申出書（親族側版）

福祉事務所長 殿

氏 名 \_\_\_\_\_

今回、要保護者 \_\_\_\_\_ について扶養（仕送り）の可否を問う照会を受けましたが、私は、扶養（仕送り）をすることはできません。

この状態は、年月が経てば変化するものではありません。実施要領局長通知第5が定める年1回程度の調査は不要かつ有害ですので、今後、一切扶養照会文書を送付しないでください。

**【扶養照会をやめてほしい具体的理由】** ※□に✓をつけ可能な範囲でご記入ください。

### 1 私の事情

私は、生活保護利用者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主婦、失業者等主な稼ぎ手でない、未成年者、概ね70歳以上の高齢者、その他により仕送りをする余力がありません。

〔その他の具体的事情〕

### 2 私と要保護者の関係性

私は、この要保護者に借金を重ねられている、相続をめぐり対立している、縁が切れている等の著しい関係不良、一定期間（例えば10年程度）音信不通、その他により仕送りすることはできません。

〔その他の具体的事情〕

《参考》 以下の場合、福祉事務所は扶養照会をしなくてよいことになっています【別冊問答集問5-1】。

- ① 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（家庭の主婦など）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者、これらと同様と認められる者【課長通知第5問2①】
- ② 当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している、縁が切られている等の著しい関係不良、一定期間（例えば10年程度）音信不通、その他要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者【課長通知第5問2②】
- ③ 上記のほか、扶養義務履行（仕送り）が期待できない者